

■土地区画整理法（抜粋）

（定義）

第 2 条 この法律において「土地区画整理事業」とは、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、この法律で定めるところに従って行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業をいう。

（事業計画）

第 6 条 第 4 条第 1 項の事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区）、設計の概要、事業施行期間及び資金計画を定めなければならない。

8 事業計画においては、環境の整備改善を図り、交通の安全を確保し、災害の発生を防止し、その他健全な市街地を造成するために必要な公共施設及び宅地に関する計画が適正に定められていなければならない。

（施行規程及び事業計画の決定）

第 52 条 都道府県又は市町村は、第 3 条第 4 項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合において、その事業計画において定める設計の概要について、国土交通省令で定めるところにより、都道府県にあっては国土交通大臣の、市町村にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

（事業計画）

第 54 条 第 6 条の規定は、第 52 条第 1 項の事業計画について準用する。

（事業計画の決定及び変更）

第 55 条 都道府県又は市町村が第 52 条第 1 項の事業計画を定めようとする場合においては、都道府県知事又は市町村長は、政令で定めるところにより、事業計画を 2 週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合においては、市町村長は、あらかじめ、その事業計画を都道府県知事に送付しなければならない。

2 利害関係者は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

3 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があった場合においては、これを都道府県都市計画審議会に付議しなければならない。

4 都道府県知事は、都道府県都市計画審議会が前項の意見書の内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると議決した場合においては、都道府県が定めようとする事業計画については自ら必要な修正を加え、市町村が定めようとする事業計画についてはその市町村に対し必要な修正を加えるべきことを求め、都道府県都市計画審議会がその意見書に係る意見を採択すべきでないとして議決した場合においては、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

5 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第2章第三節（第29条、第30条、第32条第2項、第38条、第40条、第41条第3項及び第42条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県都市計画審議会」と読み替えるものとする。

6 都道府県知事又は市町村が第4項の規定により事業計画に修正を加えた場合（政令で定める軽微な修正を加えた場合を除く。）においては、その修正に係る部分について、更に第1項から本項までに規定する手続を行うべきものとする。

7 第52条第1項に規定する認可を申請する場合においては、施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この条において同じ。）及び設計の概要を表示する図書を提出しなければならない。

8 国土交通大臣又は都道府県知事は、第52条第1項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、国土交通大臣にあっては関係市町村長に、都道府県知事にあっては国土交通大臣及び関係市町村長に前項の図書の写しを送付しなければならない。

9 都道府県又は市町村が第52条第1項の事業計画を定めた場合においては、都道府県知事又は市町村長は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の名称、事業施行期間、施行地区その他国土交通省令で定める事項を公告しなければならない。

10 市町村長は、前項の公告の日から第103条第4項の公告の日まで、政令で定めるところにより、第8項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

1 1 都道府県又は市町村は、第 9 項の公告があるまでは、事業計画をもつて第 3 者に對抗することができない。

1 2 都道府県又は市町村は、第 52 条第 1 項の事業計画において定めた設計の概要の変更をしようとする場合（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）においては、その変更について、都道府県にあっては国土交通大臣の、市町村にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

1 3 第 1 項から第 7 項までの規定は、第 52 条第 1 項の事業計画を変更しようとする場合（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）について、第 8 項の規定は、設計の概要の変更の認可をした場合について、第 9 項から第 11 項までの規定は、同条第 1 項の事業計画の変更をした場合について準用する。この場合において、第 7 項及び第 8 項中「第 52 条第 1 項」とあるのは「第 55 条第 12 項」と、第 7 項中「を表示する」とあるのは「についての変更を表示する」と、第 9 項中「を公告し」とあるのは「についての変更に係る事項を公告し」と、第 11 項中「事業計画をもつて」とあるのは「事業計画の変更をもつて」と読み替えるものとする。

■土地区画整理法施行規則（抜粋）

（地方公共団体施行に関する認可申請手続）

第 3 条の 2 法第 52 条第 1 項 又は第 55 条第 12 項に規定する認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を提出しなければならない。

- 1 施行者の名称及び事業施行期間
- 2 資金計画
- 3 土地区画整理事業の範囲
- 4 都道府県が施行する土地区画整理事業にあっては、事業計画の縦覧及び意見書の処理の経過
- 5 法第 54 条 において準用する法第 6 条第 2 項、第 4 項又は第 6 項の規定により事業計画に住宅先行建設区、市街地再開発事業区又は高度利用推進区を定めようとするときは、住宅先行建設区、市街地再開発事業区又は高度利用推進区の位置及び面積

■行政不服審査法（抜粋）

（口頭意見陳述）

第 31 条 審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。

（審理手続の計画的遂行）

第 37 条 審理員は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第 31 条から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

■都市計画法（抜粋）

（市街地開発事業）

第 12 条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる事業を定めることができる。

- 1 土地区画整理法による土地区画整理事業
- 2 新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業
- 3 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律による工業団地造成事業又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による工業団地造成事業
- 4 都市再開発法 による市街地再開発事業
- 5 新都市基盤整備法による新都市基盤整備事業
- 6 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 による住宅街区整備事業
- 7 密集市街地整備法 による防災街区整備事業

2 市街地開発事業については、都市計画に、市街地開発事業の種類、名称及び施行区域を定めるものとするとともに、施行区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

3 土地区画整理事業については、前項に定めるもののほか、公共施設の配置及び宅地の整備に関する事項を都市計画に定めるものとする。

4 市街地開発事業について都市計画に定めるべき事項は、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。

5 第1項第2号、第3号又は第5号に掲げる市街地開発事業については、第12条の3第1項の規定により定められる場合を除き、これらの事業に関する法律（新住宅市街地開発法第45条第1項を除く。）において施行者として定められている者のうちから、当該市街地開発事業の施行予定者を都市計画に定めることができる。

6 前項の規定により施行予定者が定められた市街地開発事業に関する都市計画は、これを変更して施行予定者を定めないものとすることができない。

■福島県都市計画審議会条例（抜粋）

（雑則）

第9条 この条例に定めるものを除くほか、審議会の議事その他審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

■福島県情報公開条例（抜粋）

（公文書の開示義務）

第七条

二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（警察職員に係る氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分にあつては、公にすることにより、個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該部分を除く。）